

茨木市中小企業経営基盤強化セミナー等実施業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

物価高騰に伴った賃金の引き上げが中小企業に要請される中、中小企業が賃上げを行うためには、経営基盤の強化が必要である。経営基盤の強化を図るため、多様な主体が連携し、市内企業の経営課題解決や新規事業展開につながる事業構想、計画作成を支援するセミナー等を実施する。

これらを踏まえ、茨木市中小企業経営基盤強化セミナー業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市中小企業経営基盤強化セミナー等実施業務

(2) 業務の目的

市内企業等を対象に経営課題解決や新規事業展開につながる計画作成を支援するセミナー等を実施することにより、賃上げに向けた市内企業の経営基盤の強化を図る。

(3) 業務内容

中小企業経営基盤強化セミナー等の企画・運営

(4) 業務期間 契約締結から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

10,000,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

今回徴取する次年度（以降）の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度（以降）の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。また、起業後2年未満の事業所等については、プロポーザル用の入札参加資格要件を満たせば、本プロポーザルにのみ参加可能とする。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間において、本業務と同種、同規模と認められる業務の履行実績を有すること。

なお、同種の業務とは、中小企業を対象としたセミナーの企画・運営に関する業務又は企業支援に関する業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で産業振興課宛送信すること。

提出期限：令和8年4月14日（火）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市くらし産業環境部産業振興課

E-mail：kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(627)0289

※ 電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年4月16日（木）午前9時から

掲載場所：茨木市ホームページ 産業振興課のページ

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市くらし産業環境部産業振興課（茨木市役所本館7階）

ウ 提出期限：令和8年4月20日（月）午後5時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により4月20日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに産業振興課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（A4用紙両面20枚以内で作成すること）

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書及び内訳書（指定様式）

(3) 留意事項

企画提案書の副本には、企業名を記載しないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年5月8日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所本館7階 くらし産業環境部産業振興課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本7部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記11(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に3者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が3者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し、行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクタ、ケーブルは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年5月20日（水）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位3者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年5月22日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年5月29日（金）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年6月10日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実績	<p>業務実績調書等内容により審査。 過去3年間において、本事業と同種、または類似業務の実績が豊富か。</p> <p>同種（1件当たり20点）：中小企業者を対象としたセミナーの企画・運営業務、かつ伴走型企業支援業務 類似（1件当たり10点）：中小企業者を対象としたセミナーの企画・運営業務、または伴走型企業支援業務 ※上限40点</p>	40
業務実施体制	<p>業務実施体制調書等内容により審査。 担当者の人員配置や業務体制等、事業実施のための十分な体制がとれているか。</p> <p>下記のいずれかを満たす従業員1名につき、5点を加算（人数×5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者を対象としたセミナーの企画・運営を2回以上、実施したことがある者 ・伴走型企業支援を1回以上、実施したことがある者 <p>※上限40点</p>	40
提案額（参考見積額）	<p>業務内容に見合った適正な見積となっているか</p> <p>（参加業者中最低見積額/各社見積金額）×80点 ※小数点以下切捨て</p>	80

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>
(配点は委員1人あたり)

審査基準	審査内容	配点
基本項目	<p>本業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された提案がなされているか。また、スケジュールや実施方法等は適切か。</p>	20
セミナー	<p>企業の経営基盤強化につ</p>	30

	<p>ながるような効果的な内容が提案できているか。 また、効果的かつ実現可能な広報手段について、提案がなされているか。 セミナーのテーマや講師は、企業の様々な業種や課題に対して幅広く対応が可能か。</p>	
伴走型支援	<p>支援対象企業の想定される課題に対し、適切かつ支援を受ける企業が継続実施可能な取組が提案できているか。 伴走支援対象となる企業を十分に受け入れ可能か。また、伴走支援のための人員体制は十分か。</p>	30
独自性	<p>仕様書記載の内容に加え、独自性のある提案はなされているか。</p>	20

※委員審査については、各項目について6段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ①事務局審査 160点
- ②委員審査 600点 (100点×委員6名)
- ①と②の合計 760点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補

者を決定する。

- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年4月14日(火)
質問に対する回答	令和8年4月16日(水)
参加申込期間	令和8年4月7日(火) 午前10時から 令和8年4月20日(月) 午後5時まで

(厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

参加資格審査結果通知	令和8年4月21日(火)
企画提案書提出期間	令和8年4月22日(水) 午前10時から 令和8年5月8日(金) 午後5時まで

(厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

第1次審査	令和8年5月15日（金）
審査結果通知	令和8年5月20日（水）
第2次審査	令和8年5月27日（水）（予定）
審査結果通知	令和8年5月29日（金）（予定）
契約締結	令和8年6月5日（金）（予定）
業務開始	令和8年6月10日（水）（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 暮らし産業環境部産業振興課 担当 山鹿（やまが）
TEL 072-620-1620（直通）
FAX 072-627-0289
E-mail : kigyousien@city.ibaraki.lg.jp